



「SC マンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。

「しつけ」でも当然ダメ！

体罰は法律で禁止されています

▼問合せ 子育て支援課

児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、中には保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながる場合もあります。このような情勢を踏まえ、児童虐待の防止等に関する法律により、親権者などは、児童の「しつけ」と称しても、体罰を加えてならないことが法定化されています。

皆さんも、気づかない間に体罰をしていないか今一度考えるきっかけにしてみてください。

また、周りに気になる人がいらっしやいましたら、各相談機関へご連絡ください。

こんなことしていませんか？
・他人の物を取ったので、お尻を叩いた

・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



・友達を殴ってケガをさせたので、同じように殴つたなど
これらは全て「体罰」です。
※道に飛び出しそうな子どもの手を掴むといった、子どもを保護するための行為は該当しません。
詳細は、左記QRコードからご覧ください。



「まつばら子育てネット」をご存知ですか

市では、より多くの子育てに有益な情報を発信するため「まつばら子育てネット」を更新しています。まつばら子育てネットとは支援センターなど基本的な子育て情報はもちろんのこと、その時々的情勢に応じた情報についても更新しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により自宅で過ごす時間が増えたため「お家でできる遊び」などの情報も掲載しています。

子育てに役立つ情報を随時更新していますので、ぜひ、ご利用ください。

まつばら子育てネットは下記QRコードからご覧ください。

▶問合せ
子育て支援課

